

令和3年度財政援助団体等監査（補助金等）結果

- 1 **実施期間** 令和4年1月7日から2月3日まで
- 2 **対象とした事項及び範囲** 令和2年度及び令和3年度 補助金及び負担金の執行状況について
- 3 **対象補助金**
- | | |
|-------------------|----------------|
| ①消防協会補助金 | 【担当課：消防総務課】 |
| ②地域の遊び場づくり支援事業補助金 | 【担当課：子育て支援課】 |
| ③中心市街地活性化事業補助金 | 【担当課：雇用・産業創出課】 |
| ④起業家育成事業補助金 | 【担当課：雇用・産業創出課】 |
| ⑤公共交通利用促進事業補助金 | 【担当課：都市計画課】 |
| ⑥市街地景観保存区域保存会補助金 | 【担当課：都市計画課】 |
| ⑦飛騨高山ブランド振興事業補助金 | 【担当課：ブランド戦略課】 |
| ⑧観光イベント開催支援補助金 | 【担当課：観光課】 |

4 着 眼 点

補助金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金に関する条件の内容は明確か
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金の支出及び収支経理並びに用途について、概ね適正に処理されているものと認めた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

(1) 消防協会補助金

消防団員で組織する高山市消防協会が行う事業に要する経費の一部に対し補助金を交付するものであり、高山市消防協会事業補助金交付要綱で規定している。

予算及び決算を審議決定する理事会の議案において、令和2年度歳入歳出決算書の当初予算額並びに令和3年度歳入歳出予算書の本年度予算額及び対象人数が誤記載のまま議決されていた。

当協会は、規約第9条で消防総務課を事務局としており、会計にかかる現金等は準公金として取り扱われることから適正に運営されたい。

(2) 地域の遊び場づくり支援事業補助金

子どもの健全育成のため、町内会等が設置する子どもの遊び場等の整備に要する経費の一部に対し補助金を交付するものであり、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱で規定している。

令和3年度当初予算額は3,000千円であるが、11月末時点で当初予算額の2倍を超える6,611千円が交付決定されていた。当初予算額を超えて交付決定されたのは8月中旬で、9月初旬に2,991千円を目内同節の他事業より流用していたが、上半期中に当初予算額と同程度の金額を予算の補正によらず流用で対応したことが妥当であったか検討されたい。

また、交付申請書及び実績報告書に、受付印漏れや記載漏れ等の不備が散見されたため、公文書の収受に関する基本的な事項を遵守し、適切に事務を実施されたい。

(3) 起業家育成事業補助金

起業家の増加による市内産業の振興を図るため、産業振興を軸としたまちづくりの推進役となる人材を育成すること等を目的として、株式会社まちづくり飛騨高山が行うタウンマネージャーの雇用等に要する経費に対し補助金を交付するものであり、高山市起業家育成事業補助金交付要綱で規定している。

令和3年9月からタウンマネージャーが長期にわたり不在となっており、コロナ禍の影響による採用活動の延期等やむを得ない面はあるものの、補助金の交付目的や通年分の予算を措置していることから望ましい状態ではない。

早期に適切な人材を雇用するとともに、今後は空席期間を生じさせることがないよう留意されたい。

(4) 公共交通利用促進事業補助金

高齢者及び若年者の公共交通の利用の促進、利用者の利便性の向上並びに公共交通事業の安定した継続を図ることを目的として、公共交通事業の運営主体が行う利用者の運賃割引に対し補助金を交付するものであり、高山市公共交通利用促進事業補助金交付要綱で規定している。

市民乗車パスによる幹線バスの運賃の割引に対する補助金額は、要綱第3条第4号で補助金の単価を規定し、利用者数を乗じることとしているが、実務においては、前年度に実施した1日みの利用状況調査に基づいた補助金日額に平日日数を乗じて算出していたため、算出方法と要綱が整合するよう改められたい。

また、高山市地域バスヤングパスポートによるさるぼぼバス又はたかね号の運賃割引に対する補助事業は、令和 2 年 4 月の開始以降 1 件の利用もないが、制度の必要性や事業内容の見直し、周知方法について検討されたい。

(5) 市街地景観保存区域保存会補助金

市街地景観保存区域の保存整備と保護育成を図ることを目的として、区域内の住民により組織する保存会が市街地景観保存計画に基づいて行う事業に要する経費に対し補助金を交付するものであり、高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付要綱で規定している。

要綱第 2 条第 2 項で事業に要する経費を補助対象としているが、同条第 3 項で補助金額は世帯数に単価を乗じると規定しており、整合性がない。補助対象経費や補助金算定の考え方を整理し、交付目的に沿った補助金となるよう要綱の見直しを検討されたい。

また、令和 2 年度交付申請書に補助金額の算出資料として添付された保存会会員名簿に死亡した会員が複数記載されていた。会員の世帯数に変更はなかったが、補助金額の算出根拠となる書類の確認には特に注意を払われたい。

(6) 飛騨高山ブランド振興事業補助金

飛騨高山ブランドの更なる強化を促進し、もって地域産業の活性化を図ることを目的として、ブランド展開のための事業等の経費の一部に対し補助金を交付するものであり、飛騨高山ブランド振興事業補助金交付要綱で規定している。

同一事業者の令和 2 年度と令和 3 年度の交付申請書受付時において、添付すべき登記事項証明書が未添付にもかかわらず受け付けし、後日提出させる処理が 2 年続けて行われていた。交付申請書の受け付けにあたっては、要綱で規定する必要書類を確実に確認したうえで対応されたい。